

蓄電システム	実績報告時 確認事項
--------	------------

令和8年（2026年）3月31日 午後5時 必着

下記チェック項目で、全ての書類がそろっていることを確認してください。

※ 実績報告書類一式が期限までに届かなかった場合は、補助金の交付ができません。

チ ェ ッ ク	①・②⇒ 市の様式を使用して申請者が作成する書類。 ③～⑦、⑨ ⇒ 申請者が用意する書類。 ⑧ ⇒ 太陽光パネルの定格出力値が 10kw以上の場合 の書類。	
	①	実績報告書（様式第7号） 記入例を参考に記入してください。また、裏面も必ず記入して下さい。
	②	補助金交付請求書（様式第8号） 補助金振込先の金融機関の口座名義は、申請者本人のものに限ります。 また、口座情報の記入間違いがないようご注意ください。
	③	領収書（写） 対象システムに関する経費が確認できるもので、発行者の印があるもの。 ※割賦販売等で領収書が発行されない場合、支払通知書等の写しを提出してください。 （契約者名、契約日及び支払い金額がわかるもので、対象システムの金額と一致するものに限ります。）
	④	住民票（原本） 設置場所と住民票の住所が一致していること。 申請者本人のもののみで可。補助金の交付決定日以降に取得したもの。
	⑤	対象システム保証書（写） 原則としてメーカー発行のもの。 メーカー名、蓄電池の型式、容量、製造番号が確認できるもの
	⑥	設置箇所の現況を示す写真（設置後のもの） ・設置前の写真から比較して、設備の設置場所及び設置状態が確認できるカラー写真 （設置住宅の全景、システムの全景、蓄電システムの型式及び製造番号） ※撮影日を記載すること。 <u>※蓄電システムの型式及び製造番号が不鮮明なものは受付できません。</u>
	⑦	太陽光発電システムの設置が確認できる下記のいずれかの書類 ・パワーコンディショナーの型式名・製造番号が確認できる保証書又は写真 ・令和7年4月以降の太陽光の発電量が確認できる書類 （日付が表示されている発電中モニター画面の写真又は売電の検針票等）

	10kW未満の太陽光発電の「事業計画申請」等の写し ⑧ 「再生可能エネルギーの固定買取制度」に基づく以下の書類 ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）の写し又は電子申請画面の写し
	補助金交付請求書に記入された振込先が確認できる書類 ⑨ ・通帳等の写しをご準備ください。 なお、振込先の口座名義は、補助金申請者本人のものに限ります。
書類は返却できませんので、コピーをとっておいて下さい。	